

別記様式第23（第19条の2第1項第1号関係）（平24文科令8・全改、平25文科令8・平30原子規11・令元原子規3・令3原子規21・一部改正）

[illegible]

廃棄物 (注4)	標識	表面線量当量率	
		表面線量当量率を示す標識	
		放射性廃棄物を示す標識	
	照合できるような措置		
申請総数量(注8)			
埋設予定年月日		年 月 日	
埋設確認希望場所			
埋設確認希望年月日		年 月 日	
手数料の納付方法 (注9)		(原子力規制委員会に申請する場合) イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (登録埋設確認機関に申請する場合) ハ 登録埋設確認機関の定める方法による納付	

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 削除
- 3 「原子力規制委員会」 登録埋設確認機関に申請する場合は登録埋設確認機関の長宛てとすること。
- 4 「埋設する埋設廃棄物」 埋設する埋設廃棄物が同じ性状のものについては、まとめて記載すること。
- 5 「性状」 埋設する廃棄物の材質（金属、コンクリート、熔融物、液体廃棄物等の区分）、容器への固型化の有無、強度、密封性等について記載すること。
- 6 「核種ごとの数量」 単位としては、ベクレルを用いること。
- 7 「核種ごとの放射能濃度」 単位としては、ベクレル毎トン又はベクレル毎容器を用いること。
- 8 「申請総数量」 単位については、容器に固型化したものにあつては個数を、容器に固型化していないものにあつてはトンに記載すること。
- 9 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録埋設確認機関に申請する場合は、ハを○で

囲み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 のつづり込式とすること。
- 2 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 - 3 この申請書には、第19条の2 第2 項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。